

申出書への添付が必要な本人確認資料

申出人	本人確認資料
①被害者	<p>運転免許証、個人番号カード（通知カードは非該当）、運転免許証等本人確認資料であって次に掲げる要件を満たすもの（法人は商業登記簿謄本、商業登記簿謄本等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国又は地方公共団体が発行したものであること。</li> <li>2 顔写真付きのものであること。</li> <li>3 氏名、住所及び生年月日が記載されたものであること。</li> </ol> <p>※ 上記に掲げる要件を満たす本人確認資料を所有していないときは、2種類の本人確認資料（少なくとも、当該2種類の本人確認資料の組合せにより、氏名、住所及び生年月日を確認することができるものに限る。）で代えることができる。</p>
②被害者の法定代理人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証、個人番号カード（通知カードは非該当）、運転免許証等本人確認資料であって次に掲げる要件を満たすもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国又は地方公共団体が発行したものであること。</li> <li>(2) 顔写真付きのものであること。</li> <li>(3) 氏名、住所及び生年月日が記載されたものであること。</li> </ol> <p>※ 上記に掲げる要件を満たす本人確認資料を所有していないときは、2種類の本人確認資料（少なくとも、当該2種類の本人確認資料の組合せにより、氏名、住所及び生年月日を確認することができるものに限る。）で代えることができる。</p> </li> <li>2 親権者の場合は戸籍謄本、扶養関係の明記された保険証等、後見人の場合は登記事項証明書等、被害者の法定代理人であることが確認できる資料</li> </ol>
③被害者が死亡又は心身に重大な故障がある場合の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証、個人番号カード（通知カードは非該当）、運転免許証等本人確認資料であって次に掲げる要件を満たすもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国又は地方公共団体が発行したものであること。</li> <li>(2) 顔写真付きのものであること。</li> <li>(3) 氏名、住所及び生年月日が記載されたものであること。</li> </ol> <p>(注) 上記に掲げる要件を満たす本人確認資料を所有していないときは、2種類の本人確認資料（少なくとも、当該2種類の本人確認資料の組合せにより、氏名、住所及び生年月日を確認することができるものに限る。）で代えることができる。</p> </li> <li>2 被害者が死亡している場合は除籍謄本、被害者が心身に重大な故障がある場合は診断書、障害者手帳の写し等、被害者の心身の状況が確認できる資料               <p>(注) 被害者の死亡又は心身の重大な故障が、申出に係る加害者の事件によって生じたものであることが明らかである場合は不要である。</p> </li> <li>3 戸籍謄本、保険証等、被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹であることが確認できる資料</li> </ol>

(注1) 上の表の①から③までの申出人から委任を受けた者(代理人)が申出書を作成し、提出する場合は、次の資料が必要となる。

1 次に掲げる要件を満たす委任状

- (1) 委任者である申出人の氏名及び住所が記載されていること。
- (2) 受任者である代理人の氏名及び住所が記載されていること。
- (3) 1の申出人が2の代理人に本制度の申出を委任する旨が記載されていること。
- (4) 委任状の作成年月日が記載されていること。

2 申出人の本人確認資料(上の表の①から③のうち、該当する資料)

3 代理人に係る運転免許証、個人番号カード(通知カードは非該当)、運転免許証等本人確認資料であって次に掲げる要件を満たすもの  
(法人は商業登記簿謄本、商業登記簿謄本等)

- (1) 又は地方公共団体が発行したものであること。
- (2) 顔写真付きのものであること。
- (3) 氏名、住所及び生年月日が記載されたものであること。

※ 上記に掲げる要件を満たす本人確認資料を所有していないときは、2種類の本人確認資料(少なくとも、当該2種類の本人確認資料の組合せにより、氏名、住所及び生年月日を確認することができるものに限る。)で代えることができる。

(注2) 申出人が家庭裁判所から審判結果等の通知を書面で受けており、その写しを提出する場合は、注1を除く資料の提出を省略することができる。  
ただし、審判結果等の通知を受けた時点から氏名に変更がある場合は、それを証明する資料が必要となる。